

償還払い(払い戻し)申請①

医療機関等で健康保険証のみを提示し、
健康保険の自己負担分（医療費の2割～3割）をお支払いされた場合



どんな場合が該当するの？

- 新潟県外の医療機関等で受診した場合
- 受給者証の交付を受ける前に受診した場合
- 新潟県内の医療機関等で受給者証を提示せずに受診した場合

払い戻し手続について

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、領収書を必ずもらってください。
- (2) 領収書の受診日を確認し、下記受付期間内かどうか確認してください。

申請受付期間：受診日の翌月から6か月以内

※上記期間外の申請は受付することができません。

- (3) 本庁舎2階「こども課」または各支所1階「住民福祉係」でのお手続きが必要ですので、以下のものをご持参ください。

- 領収書（保険点数、受診日、受診者、医療機関名などの記載があるもの）
- お子様の健康保険証
- 子ども医療費受給者証
- 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- 受給者（保護者）名義の振込先口座のわかるもの

※ 自己負担額が21,000円を超える高額な場合は、上記のほかに、印鑑（認印）、書類が必要となる場合があります。

手続概要

